

○経済産業省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、埋蔵鉱量統計調査規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

経済産業大臣 茂木 敏充

埋蔵鉱量統計調査規則を廃止する省令

埋蔵鉱量統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。